



茨城県

令和5年(2023年)3月30日
 政策企画部統計課物価家計グループ
 課長補佐：稻村(内2659)
 担当：塙(内2661)
 (直通：029-301-2661)

令和2年(2020年)基準

水戸市消費者物価指数

令和5年(2023年)2月分

結果の概要



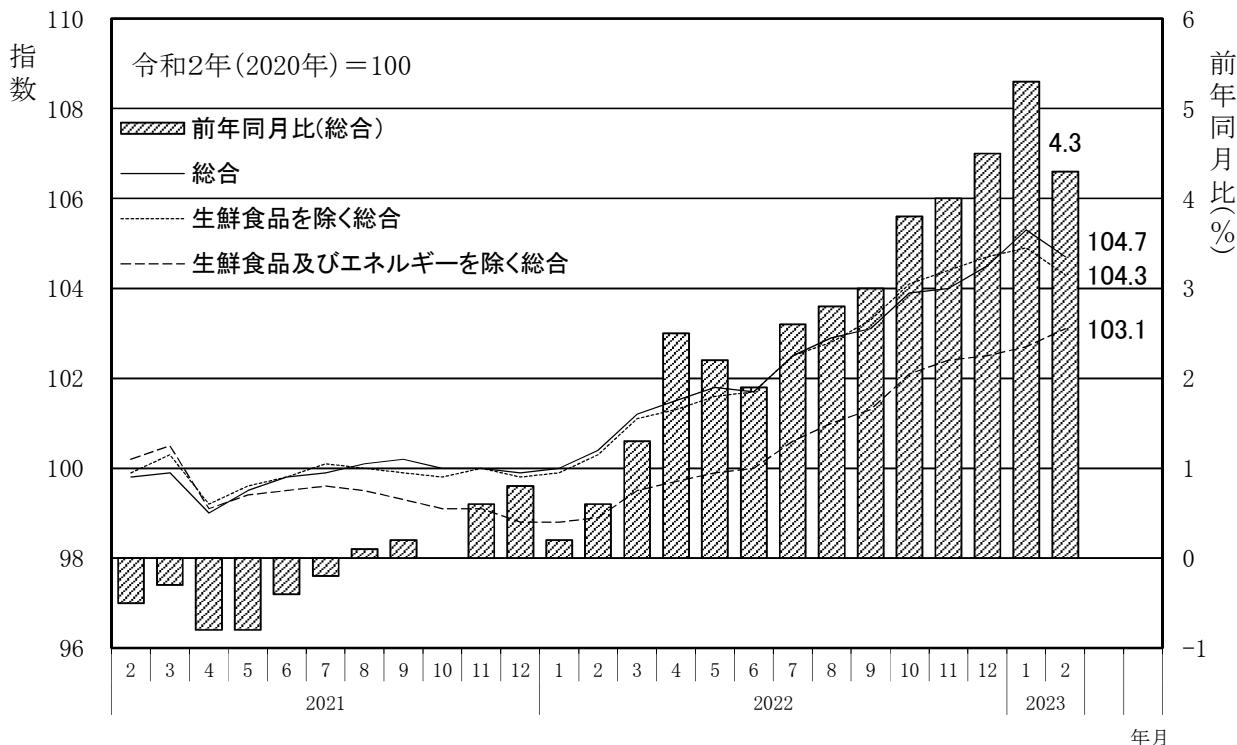
令和5年(2023年)2月の水戸市消費者物価指数は、総合で104.7(2020年=100)となり、前月比は0.5%の下落、前年同月比は4.3%の上昇となった。

		指数	前月比 (%)	ポイント	前年同月比 (%)	ポイント
水戸市	総合	104.7	▲ 0.5	8か月ぶりの下落	4.3	16か月連続の上昇
	生鮮食品を除く総合	104.3	▲ 0.6	14か月ぶりの下落	4.0	18か月連続の上昇
	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	103.1	0.4	13か月連続の上昇	4.3	11か月連続の上昇
全国	総合	104.0	▲ 0.6	16か月ぶりの下落	3.3	18か月連続の上昇
	生鮮食品を除く総合	103.6	▲ 0.6	14か月ぶりの下落	3.1	18か月連続の上昇
	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	102.6	0.4	8か月連続の上昇	3.5	11か月連続の上昇

※ 生鮮食品：生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物

※ エネルギー：光熱・水道のうち、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油と交通・通信のうちガソリン

消費者物価指数及び前年同月比の推移－水戸市－



※ 消費者物価指数は、52市(都道府県庁所在市(東京都については東京都区部)及び政令指定都市(川崎市、浜松市、堺市、北九州市及び相模原市)それぞれの2020年の物価水準を100としたときの伸び率を示すものであり、物価水準の高さそのものを示すものではない。

1 前月との比較

今月の総合指数は、前月比でみると 0.5%の下落となった。これを、各項目の動きが物価全体にどれだけ影響しているかを示す寄与度でみると、肉類(寄与度 : 0.08)、乳卵類(同 : 0.07)などが値上がりしたもの、電気代(同 : ▲0.83)、ガス代(同 : ▲0.14)などが値下がりしたためである。

● 前月比で上昇・下落幅の大きかった項目

上昇			下落							
中分類及び前月比 (%)		寄与度	主な品目及び前月比 (%)		寄与度	中分類及び前月比 (%)		寄与度	主な品目及び前月比 (%)	
1 乳卵類	4.8	0.07	チーズ（輸入品）	12.5	1	電気代	▲17.9	▲0.83	—	—
2 家事雑貨	4.4	0.03	収納ケース	40.9	2	ガス代	▲6.7	▲0.14	都市ガス代	▲10.2
3 家事用消耗品	3.7	0.04	トイレットペーパー	22.1	3	家庭用耐久財	▲4.0	▲0.05	ルームエアコン	▲9.5
4 肉類	3.3	0.08	豚肉（輸入品、ロース）	48.3	4	他の被服	▲2.7	▲0.01	マフラー	▲37.7
5 室内装備品	2.4	0.01	照明器具	25.4	5	寝具類	▲2.3	▲0.01	ベッド	▲7.3

2 前年同月との比較

今月の総合指数は、前年同月比でみると 4.3%の上昇となった。これを、各項目の動きが物価全体にどれだけ影響しているかを示す寄与度でみると、自動車等関係費(寄与度 : ▲0.11)、電気代(同 : ▲0.07)などが値下がりしたもの、魚介類(同 : 0.51)、調理食品(同 : 0.40)などが値上がりしたためである。

● 前年同月比で上昇・下落幅の大きかった項目

上昇			下落							
中分類及び前年同月比 (%)		寄与度	主な品目及び前年同月比 (%)		寄与度	中分類及び前年同月比 (%)		寄与度	主な品目及び前年同月比 (%)	
1 魚介類	25.6	0.51	たこ	76.0	1	他の被服	▲6.4	▲0.02	帽子	▲22.2
2 油脂・調味料	16.3	0.19	カレールウ	41.2	2	電気代	▲1.7	▲0.07	—	—
3 設備修繕・維持	13.8	0.29	塗工事費	79.8	3	自動車等関係費	▲1.0	▲0.11	自動車タイヤ	▲9.9
4 ガス代	13.5	0.24	都市ガス代	18.5	4	保健医療サービス	▲0.4	▲0.01	—	—
5 乳卵類	13.0	0.18	チーズ（輸入品）	28.2						

*調理食品の前年同月比は、11.1%（寄与度 : 0.40）である。主な品目は、うなぎかば焼きが36.8%である。

3 10大費目における全国と水戸市の比較

水戸市の総合指数は、全国と比較すると 0.7 ポイント、前月比で 0.1 ポイント、前年同月比で 1.0 ポイントそれぞれ上回った。

区分	総合	国が指定した10大費目										生鮮食品及びエネルギーを除く総合		
		食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費			
水戸市	令和5年2月	104.7	112.5	102.7	112.8	111.5	101.8	101.5	93.2	102.0	103.1	103.9	104.3	103.1
	前月比 (%)	▲ 0.5	1.2	0.0	▲ 10.9	0.6	▲ 0.6	0.7	0.1	0.0	0.4	0.5	▲ 0.6	0.4
	前月比寄与度	—	0.32	0.00	▲ 0.97	0.02	▲ 0.02	0.03	0.02	0.00	0.04	0.03	▲ 0.58	0.38
	前年同月比 (%)	4.3	10.4	2.4	2.3	5.6	4.4	1.5	1.0	1.1	1.6	1.7	4.0	4.3
	前年同月比寄与度	—	2.75	0.47	0.19	0.21	0.15	0.07	0.16	0.04	0.15	0.10	3.79	3.71
全国	令和5年2月	104.0	110.0	102.1	110.8	109.2	103.2	100.3	94.3	101.3	103.4	103.2	103.6	102.6
	前月比 (%)	▲ 0.6	0.4	0.1	▲ 11.0	0.6	0.6	0.5	▲ 0.1	0.3	0.4	0.3	▲ 0.6	0.4
	前月比寄与度	—	0.12	0.02	▲ 0.91	0.02	0.02	0.03	▲ 0.01	0.01	0.03	0.02	▲ 0.60	0.34
	前年同月比 (%)	3.3	7.5	1.3	▲ 0.3	8.7	3.6	0.9	1.7	0.9	1.5	1.3	3.1	3.5
	前年同月比寄与度	—	2.00	0.29	▲ 0.02	0.34	0.12	0.04	0.23	0.03	0.14	0.08	3.01	3.07

* 主な品目の前月比、前年同月比については、総務省統計局が公表している小売物価統計調査結果をもとに、県が独自に算出したものである。

「水戸市消費者物価指数」について

1 指数の性格

物価指数とは、物価の変動を時系列的に測定するもので、物価が基準となる時点(基準時＝指数値を100とする時点)と比べて、どの程度上昇又は下落したかを比率のかたちで表した数値である。

「水戸市消費者物価指数」は、水戸市内の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を指数で表したものである。

2 指数品目

指数作成に用いられる品目は、家計の消費支出の中で重要度が高いこと等の観点から選定した582品目である。

3 指数の計算方法

指数算式は、基準時加重相対法算式(ラスパイレス型)である。

$$\text{比較時の指指数} = \frac{\left[\frac{\text{比較時価格}}{\text{基準時価格}} \times \text{基準時の品目ウエイト} \right] \text{の合計}}{\text{基準時の品目ウエイトの合計}}$$

① 基準時及び基準時価格

基準時は、2020年の1年間である。

基準時価格は、「小売物価統計調査」による2020年1年間の品目別・月別小売価格の単純平均値である。ただし、生鮮食品(生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物)については、月別ウエイトによる加重平均値である。

② ウエイト

品目ウエイトは、「家計調査」による2020年平均1か月の1世帯当たり品目別消費支出金額を用いて作成している。ただし、生鮮食品については、2020年の品目別消費支出金額のほか、2019年及び2020年の月別購入数量を用いて算出した月別ウエイトである。

③ 価格資料

指数品目の価格は、「小売物価統計調査」によって得られた水戸市内の品目別小売価格である。

④ 寄与度

物価の動きに対して、各内訳項目がどれだけ影響したかを見るものである。

調査方法について

水戸市消費者物価指数は、物価の変動を測定することを目的とし、小売物価統計調査により得られた、水戸市民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービス料金及び家賃の調査結果をもとに作成される。

1 価格報告者

水戸市内に設定した調査地区の中から、調査を実施する小売店舗、サービス事業所及び借家世帯等を価格報告者として選定する。

2 調査品目

水戸市消費者物価指数で使われている品目のうち、約500品目(約550銘柄)については、調査員等の価格調査による小売物価やサービス料金など、家計支出上重要度が高い品目を調査する。

3 調査期日及び調査価格

毎月12日を含む週の水、木、金曜日のいずれか1日の価格を調査する。ただし、生鮮食品については、上・中・下旬の3旬調査(毎月5日・12日・22日を含む各週の水、木、金曜日のいずれか1日)とする。